

北海道苫小牧南高等学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策基本法（平成25年法律第71条）第十三号により、北海道苫小牧南高等学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

第1 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、ささいに見える行為であっても、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

さらに、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について社会全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

第3 いじめ防止等の対策のための組織

1 校内委員会名称 いじめ防止対策委員会

2 委員長 校長

委員 教頭・生徒指導部長・保健安全部長・年次主任

※必要に応じて担任、部活動顧問、養護教諭、教育相談担当教員、生徒指導担当教員、スクールカウンセラー等を参集し、拡大委員会を構成する。

3 校内委員会の役割

いじめ防止に必要な措置（未然防止・早期発見・解決・再発防止等）を講じる。

第4 いじめの防止等に関する措置

1 いじめの防止

（1）学習指導・特別活動・道徳教育の充実

ア 授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮したわかる授業づくり

ウ 教科「情報」におけるモラル教育の充実

（2）ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

ア 共生意識、共感意識の醸成等人間性の陶冶

- (3) 教育相談体制の充実
 - ア 担任等による面談
 - イ 教育相談部・スクールカウンセラーによる面談
- (4) 人権教育の充実
 - ア 人権意識の高揚及び講演会等の実施
- (5) いじめ根絶に向けた生徒が主体となった運動の実施
 - ア いじめ根絶に対する生徒会等による意識啓発活動
- (6) 各種通信（学校だより、学年通信等）による啓発
 - ア 望ましい人間関係の在り方、ネットトラブル等の未然防止
- (7) 関係機関（児童相談所・警察等）の協力による講演等の実施
 - ア 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

2 いじめの早期発見

- (1) 早期発見の3原則
 - ア 生徒のささいな変化に気づく。
 - イ 気づいた情報を確実に共有する。
 - ウ 情報に基づき速やかに対応する。
 - エ 留意事項
 - 生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避ける。
- (2) 早期発見の基本体制
 - ア 5W1Hで情報を共有する。
 - イ 留意事項
 - ささいな情報であっても安易に放置したり、問題ではないと個人的に判断したりせず、該当年次団等で検討するなど、早期認知、早期対応を心がける。
- (3) 早期発見の具体的措置
 - ア 担当教員は、学級・授業・休み時間・放課後（講習・部活動）等、それぞれの活動において日常的な観察を行い、学級担任及び年次団と情報を共有する。
 - イ 学級担任は、生徒や保護者と日常的・定期的な懇談を行い、家庭生活も含めて生徒の様子を把握する。
 - ウ 保健室、教育相談室、進路相談室等での相談活動においてはプライバシーに配慮しながらもいじめにつながる情報を察知できるよう心がける。
 - エ 各種アンケート・調査等の実施、生徒会目安箱や保健安全部の相談ポストを設置、生徒主体によるいじめ防止キャンペーンの実施等、学校活動全体にする。
 - オ 「24時間いじめ相談ダイヤル」を周知し学校以外の相談体制を整える。
 - カ 地域住民や外部機関との連携を図り、登下校時等、学校外で様子を把握する。
 - キ 教員は、いじめ防止に関する研修に努めるとともに共通理解を図る。
 - ク 留意事項
 - 今まで当たり前前に何気なく行ってきたことを意識的・積極的に活用し、また、上記で得た情報の中から全教員で共有する。

3 いじめに対する措置

- (1) 関係する生徒への対応
 - ア 関係生徒に対する迅速な事実確認（状況の正確な把握・確認）
 - イ 関係生徒への支援・指導
 - (ア) いじめを受けている生徒に対する支援
 - いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。
 - a 苦痛の共感的な理解と対応
 - b 安全、安心できる環境の確保
 - c 長期的な相談支援（心のケア）

- (イ) いじめを行った生徒に対する指導
 - いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
 - a 相手の苦しみを理解させる指導
 - b 自分の行為と自分自身を見つめさせる指導
 - c 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導
 - d 人間関係の修復とその維持を適切に実行させる指導
 - e 必要に応じて、出席停止による指導、懲戒による指導及び関係機関（児童相談所・警察等）との連携を行う。
- (ウ) 観衆や傍観者となった生徒に対する指導
 - 周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。
 - a いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導
 - b いじめをはやし立てたり、黙認する意識について見つめ直す指導
 - c いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識を持たせる指導
 - d 留意事項
 - 関係生徒の個人情報については、その取扱いに十分留意し、適切な支援・指導を行う。
- ウ 保護者への対応
 - (ア) いじめを受けた生徒の保護者に対して
 - 相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。
 - a 事実を迅速に伝える。
 - b 共感的理解と対応を前提に、保護者の心情や要望を十分に聴いた上で、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
 - (イ) いじめを行った生徒の保護者に対して
 - 事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - a 事実を迅速に伝える。
 - b いじめが重大な問題であること、また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深め、具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。
 - (ウ) 全ての生徒・保護者に対して
 - いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合や、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又は、いじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催することがある。家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。
- エ 関係機関（警察等）との連携
 - (ア) 胆振教育局高等学校教育指導班との連携
 - a 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - b 関係機関との調整
 - (イ) 苫小牧警察署生活安全課との連携
 - a 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - b 犯罪等の違法行為がある場合
 - (ウ) 福祉関係機関との連携
 - a 家庭での養育に関する指導・助言
 - b 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

- (エ) 医療機関・スクールカウンセラーとの連携
 - a 精神保健に関する相談
 - b 精神症状についての治療、指導・助言
- ウ ネットいじめへの対応
 - (ア) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。
 - (イ) ネットいじめの予防
 - a 保護者への啓発
 - ・フィルタリング
 - ・保護者の見守り
 - b 情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実
 - c ネット社会についての講話（防犯）の実施
 - (ウ) ネットいじめへの対処
 - a ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロール
 - b 不当な書き込みへの対処
 - ・状況確認状況
 - ・記録
 - ・管理者へ連絡（削除依頼）や警察への相談

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 高額の商品を奪い取られた場合
- (2) 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
 - ア 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - イ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

2 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに、道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し、さらに、支援チームの支援を得て解決にあたる。

第6 学校評価における留意事項

- 1 学校評価アンケート（全生徒・全保護者）への位置づけ
- 2 学校評議員会への諮問
- 3 学校評価書への位置づけ
- 4 中間・年度末反省への位置づけ

第7 年間計画

月	1 年次	2 年次	3 年次
4	オリエンテーション・対面式 スタディサポート エンカウンター（集団づくり）	個人面談週間・対面式	個人面談週間・対面式
5	個人面談週間	交通安全・防犯教室 教育相談カード配布	
6	北海道教育委員会いじめアンケート いじめ防止対策 校内研修 パートナー・ティーチャー来校① ハイパーQU・ソーシャルスキルトレーニング		
7	ネットトラブル講演会 学校祭・学校祭準備 年次集会	年次集会	年次集会
8	三者面談		
9	スタディサポート 授業評価アンケート パートナー・ティーチャー来校② スポーツ大会 ハイパーQU・ソーシャルスキルトレーニング	保護者懇談会 見学旅行準備	
10	個人面談週間	見学旅行	
11	性と生を考える（性の講話：保健講話） 北海道教育委員会いじめアンケート 生徒全員面談		
12	学校評価アンケート（生徒・保護者・教員） パートナー・ティーチャー来校③ ピアサポート学習会 苫小牧元気プロジェクト発表 年次集会	年次集会	年次集会
1	宿泊研修準備		
2	宿泊研修		
3	スタディサポート 保健委員会アンケート		
月例	・サポート委員会（※必要に応じ「ケース会議」の実施） ・おなやみポスト ・ネットパトロール ・スクールカウンセリング ・挨拶運動		

第8 いじめ防止対策の流れ

